

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 アンビカ・ブダ・シン

被 告 国 外1名

原告第10準備書面

令和3年3月22日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則	
同	小 川 隆太郎	
同	橘 真理夫	
同 (主任)	川 上 資 人	
原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 代	

原告は、本書面において、令和3年1月15日付被告東京都準備書面(8)についての反論を述べるとともに、原告の主張を補充する。

第1 被告都の注意義務違反が刑務官の訓令等からも導かされること

1 刑事施設収容法に関する被告東京都の誤った理解

被告東京都は、「刑務官の訓令が準用又は類推適用されるものではない」と主張し、その根拠に丙24号証72頁第3段落の記載を挙げる（被告東京都準備書面(8)2頁～3頁）。

しかし、丙24号証72頁の記載は以下のようなものであり、被告東京都の

主張は同号証の誤った理解に基づくものであり、誤りである。

丙24号証72頁は、「II 被留置者の処遇など」と題し、第1、第2段落で、「留置施設は、強制的に人を収容して処遇する施設である点で、刑事施設と同様である。」「理念的にも、（刑事施設に収容されている）被収容者と同様の処遇がなされることが要請される」「そのため、この法律では、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇について、刑事施設におけるのと基本的に同様に規定されている」と原則を述べる。

被告東京都が根拠に挙げる第3段落は、例外について記載した箇所にすぎない。

よって、丙24号証は、被留置者の処遇については、原則的に被収容者と同様の処遇が求められ、基本的に同様に規定されていると述べているのであって、例外を述べる第3段落に基づいて「刑務官の訓令が準用又は類推適用されるものではない」とする被告東京都の主張は、丙24号証を正しく理解しないものといわざるを得ない。

2 丙24号証72頁の記載は刑務官の訓令の準用又は類推適用を導くものである

上記のように、丙24号証72頁は、被留置者の処遇には、「被収容者と同様の処遇がなされることが要請される」と原則を述べる。

その上で、例外を述べる丙24号証72頁第3段落は、「留置施設は、刑事施設と比較して、小規模（物的施設としてだけではなく、人的組織も小規模である）であり、被留置者の留置の期間も比較的短期間にとどまることなどから、この法律の適用される規定の内容に異なる点もある」とする。ただ、刑事施設にも、収容人数、職員数ともにきわめて小さく、留置施設以下の規模である拘置支所なども多数存在するのであり、このように言うことができるかどうかも疑問である。仮に、このように言うことができるとしても、刑事被収容者を拘

禁するという全く同様の機能を有する施設なのであるから、物的・人的に制約があることと関連した処遇のみが例外的に異なる処遇が許されるのであり、このような例外的な事情がない限り、被留置者の処遇には、「被収容者と同様の処遇がなされることが要請される」とするのが丙24号証の考え方である。

この点、刑務官の訓令は、被収容者の処遇について、刑務官の職務が適正になされるよう定められたものである。

よって、丙24号証に照らしても、刑務官の訓令の準用又は類推適用が認められることは明らかである。

3 刑務官の訓令の規定について

以上のとおり、丙24号証に従っても、刑務官の訓令が被留置者の処遇についても準用ないし類推適用されるべきであることが明らかである。

刑務官の訓令23条は「制止等の措置の留意事項」について定め、訓令27条は「捕縄、手錠及び拘束衣の使用上の留意事項」について定める。これらの規定は、物的・人的に制約があることと関連した処遇に関する規定とはいえないから、被留置者の処遇について準用ないし類推適用されないと解される余地はない。

そして、訓令27条は、「刑務官は、法第78条第1項から第3項までの規定により捕縄、手錠又は拘束衣を使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」として、同条1号は「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと。」とする。

刑事収容法は、第2編を「被収容者等の処遇」とし、その第2章が「刑事施設における被収容者の処遇」、第3章が「留置施設における被留置者の処遇」を定める。そして、第2章の法78条は被収容者に対する「捕縄、手錠及び拘束衣の使用」について定め、第3章の法213条は被留置者に対する「捕縄、

手錠、拘束衣及び防声具の使用」定めるものであり、両条文の規定は以下のとおり同一である。

法78条1項

刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

法213条1項

留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

以上のとおり、捕縄・手錠の使用について定める法78条1項と法213条1項は同一の条文であり、これらの定めは物的・人的に制約があることと関連した処遇に関する規定とはいえない以上、「留置施設は、強制的に人を収容して処遇する施設である点で、刑事施設と同様」であり、被留置者には「（刑事施設に収容されている）被収容者と同様の処遇がなされることが要請される」という理念（丙24号証72頁）に照らしても、法78条についての刑務官の注意義務を定める訓令27条が、法213条の留置担当官について準用ないし

類推適用されないと解する余地はない。

よって、留置施設において、留置担当官は、捕縛、手錠又は拘束衣を使用するに当たり、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しない」注意義務を負っている。

本件において、留置担当官は、亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げたものであり、これによって亡アルジュン氏に筋挫滅症候群を惹起し、死亡に至らしめたものであるから、上記注意義務に違反したことが明らかである。

4 被告の準備書面(8)における主張は、被告東京都が間違った法令解釈に基づいて、誤った指導を下部組織に行っていたことを自白するものである

被告の準備書面(8)における「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと。」との規定は警察の留置施設には適用がなく、そのような運用を行う法的義務がないとするものであり(同準備書面5ページ 下から7-4行目)、被告はこのようないくつかの誤った法令解釈に基づいて、戒具の使用を行っていたことを自白したものである。このような法令解釈の誤りは、本件における亡アルジュンに対して「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法」による手錠と捕縛の使用につながったといえる。

第2 医師の意見聴取に関する被告東京都の注意義務違反

被告東京都は、手錠及び捕縛を使用する場合には医師からの意見聴取が義務付けられていないとして、医師の意見聴取義務違反はないとする。

しかし、原告が、第7準備書面11~12頁で指摘している被告東京都の医師の意見聴取義務違反は、法の趣旨に照らして、保護室に収容する場合の医師に対する意見聴取義務は、被収容者の状況と施設側のとっている措置の双方を正確に

認識したうえで、実質的な被収容者の身体・健康上の安全が確保されているかどうかについての意見聴取が求められるところ、被告東京都は法の趣旨を理解せず、単に形式的・外形的に意見を聴取したという形を整えたにすぎず、医師に対する意見聴取義務が履行されているとは認められないという点である。

この点、原告は、第7準備書面12頁の4項にて、「刑事収容施設法第214条第2項が刑事収容施設法第79条第5項を準用して医師の意見聴取を定めた趣旨は、保護室の収容という危険を伴う措置について被留置者の最低限度の安全を保障するためであり、かかる安全保障措置は実質的に履行される必要があるのであって、単に医師に架電したというような形式的対応によって同法第214条第2項が履践されたことにはならない。そして、実質的な履行律として訓令第34条が定められているのであるから、被告東京都は医師の意見聴取について「医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させる」等の措置を取る必要がある。」と述べている。保護室内での被収容者の健康状態の中には、本人の身体と精神の状態が含まれ、手錠及び捕縄を使用している状況も含まれるのであって、保護室の収容という危険を伴う措置に際して、被告東京都は医師による意見聴取義務を怠ったものであると指摘しているのである。

第3 結語

被告東京都は、留置施設は刑事収容施設とは異なるから、戒具の使用等に際して刑務官に課されている、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと」（刑務官の訓令27条1号）等の注意義務は、留置担当官には認められないと主張する。

しかし、丙24号証も認めるように、「留置施設は、強制的に人を収容して処遇する施設である点で、刑事施設と同様」であり、「理念的にも、（刑事施設に収容されている）被収容者と同様の処遇がなされることが要請される」のであつ

て、留置施設及び留置担当官には、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと」等の注意義務が認められないとする被告東京都の主張は全くの誤りである。

また、保護室収容に際して、医師に対する意見聴取を行う際に、本人の身体と精神の状況、手錠捕縄の使用状況などについて説明をしたうえで意見を求めていないから、意見聴取義務にも反したものである。

第4 求釈明

丙5号証動画5において、保護室内で留置担当官等が手持ちビデオカメラで亡アルジュン等を撮影している様子が記録されている。被告東京都は、当該ビデオカメラで記録されたビデオ映像を全て提出されたい。

なお、丙5号証動画5の画像下部中央の時計表示で06:56:30、09:07:35等で留置担当官等が手持ちビデオカメラで撮影している様子が確認できるが、これらのビデオカメラに限る趣旨ではなく、それ以外にも保護室内で撮影された手持ちビデオカメラが存在すれば、それらのビデオ映像全ての提出を求めるものである。

以上